

## 「経営デザインシート」ロゴマーク使用要領

平成31年4月26日

内閣府知的財産戦略推進事務局

「経営デザインシート」ロゴマーク使用要領(以下「本使用要領」といいます。)は、「経営デザインシート」ロゴマーク(以下「ロゴマーク」といいます。)の使用に関し、次のとおり定めます。

### 1. 目的

本使用要領は、「経営デザインシート」及び「経営デザインシートの考え方」に係る効果的な情報発信、並びに「経営デザインシート」を活用する者の連携を促進するために、適正なロゴマークの使用の在り方を定めるものです。

### 2. ロゴマーク

ロゴマークは、別紙ファイルに掲げるものとします。ロゴマークは以下のウェブサイトからダウンロードすることができます。

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/keiei\\_design/index.html](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/keiei_design/index.html)

### 3. ロゴマークの使用

- (1) 「経営デザインシート」若しくは次項に規定する「経営デザインシートの考え方」を理解しかつこれに賛同して刊行物等を作成して公表し、又は「経営デザインシート」に関連するイベントを開催する者は、第3項各号に掲げる場合を除き、当該「経営デザインシート」、資料又はイベントに関連する物品等にロゴマークを使用することができます。

例えばこんなものにお使いいただけます：

「経営デザインシート」、統合報告書、アニュアルレポート、講演資料、書籍・雑誌・新聞等原稿、ウェブサイト、イベント告知用パンフレット・ポスター・看板・グッズ、記念品等

(2) 「経営デザインシートの考え方」とは、以下の考え方をいいます。

自らの存在意義を意識しながら、自らの生きる環境が変化していくことを踏まえ、環境変化に耐え抜き持続的に成長するために、これまで用いていた資源やその組合せを把握し、これからの在りたい姿を構想するとともに、そこに至るための戦略を策定しながら、価値を産み出す仕組み全体をデザインするという考え方。

(3) 以下の場合、その事実が発生した日以降、ロゴマークを使用することができません。

- ① 別紙ファイル又は前条規定する別添ファイルに掲げるロゴマークを基準とし、そこから文字、色彩、縦横比率等を変更して使用した場合（ただし、縦横の比率の変更を伴わない全体の縮小または拡大は可能）
- ② 法令や公序良俗に反する方法で使用した場合
- ③ 「経営デザインシート」の趣旨に明らかに反するような方法で使用した場合
- ④ その他、内閣府知的財産戦略推進事務局（以下「当事務局」といいます。）が適当でないと認めた場合

#### 4. ロゴマークの使用情報等の申告及び公表

(1) 当事務局は、「経営デザインシート」を活用する者の連携促進等のため、ロゴマークを使用する者に対し、ロゴマークの使用に当たって、事前又は事後に、以下の事項を当事務局（連絡先は別記）に申告することを推奨します。

- ① 氏名（法人その他の団体にあつてはその名称、団体の代表者名も付記）
- ② ロゴマークを使用する資料名又はイベント名
- ③ 「経営デザインシート」の活用の態様（活用した様子の写真も可）
- ④ 担当者連絡先（住所、氏名、電話番号、メールアドレス）

(2) 当事務局では、前項の申告があった事項のうち、申告者が希望する事項について、以下のウェブサイト公表する場合があります。ただし、公表する写真等については、原則として、当事務局が選択する任意の1枚とします。

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/keiei\\_design/index.html](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/keiei_design/index.html)

## 5. 関連事業についての連絡及び使用状況等の報告聴取

当事務局では、前条の申告を行った者に対し、本使用要領の目的に則った関連事業について連絡を行うことがあります。また、必要な場合には「経営デザインシート」の活用又はロゴマークの使用の状況等について報告を求めることがあります。

## 6. ロゴマークの使用に関する権利関係

本使用要領に反する行為が認められない限り、ロゴマークを使用する者は、ロゴマークに係る著作権及び商標権の行使を受けないものとします。

## 7. 本使用要領の改訂

本使用要領は、当事務局により、事前の通知なく、必要に応じて改訂される場合があります。

お問合せ先

内閣府知的財産戦略推進事務局

経営デザインシート担当

[i.ip-enforcement☆cao.go.jp](mailto:i.ip-enforcement☆cao.go.jp)

(☆の部分は@に変更してください)

TEL : 03-3581-1854 (直通)